

令和 5 年
第 4 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 4 月 28 日（金） 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（1 人） 11 番 今市 範男

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 17 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 19 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 21 号 非農地証明願いについて
- 日程第 10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

農政係長 折尾 武志

農地係長 宇都 寿彦 係員 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

農政係長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。今市委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 4 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 136 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

農政係長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、16 番 下之門 委員、17 番 東垂水 美智子 委員を

指名し、会議書記に折尾 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3ページでございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。
貸人は、神奈川県〇〇市の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、借人は、
潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外で、借人変更によるもの2件です。地目の
内訳は、田1筆393㎡、畑10筆9,472㎡の合計11筆9,865㎡で、潁娃地域
2件です。
続きまして6ページ～18ページでございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が80件ございました。
貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、借人は、
潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外で、貸人主導によるもの23件、借人主導によ
るもの57件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが21件となっております。
地目の内訳は、田27筆13,409㎡、畑123筆163,673㎡の合計140筆177,082
㎡で、潁娃地域15件、知覧地域40件、川辺地域25件です。
なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきま
す議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でござ

いますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者につきましては、資料は 20 頁からで、今回は、新規認定 2 件、再認定 6 件、内容変更 1 件であります。新規認定個別表は、22 頁からになります。

整理番号 1，知覧町〇〇の有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。現在、肉用牛の繁殖の経営を行っていますが、農業機械や牛舎等が老朽化しているため施設整備による管理作業の効率化を図りたいところです。

次に、整理番号 2 番，鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、ハウストマト、カボチャ等の経営をおこなっておりますが、ハウストマトを 10 a にし経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

内容変更 1 件につきましては、代表者の変更であります。

再認定 6 件の個別表は、資料の 23 頁からになりますので、お目通しをお願い致します。

次に、青年等就農計画認定者について説明いたします。資料は 24 頁からで、まず 25 頁整理番号 1，鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんで、露地野菜に関する栽培技術の向上、機械化、スマート農業の導入や施設の導入を図りたい考えです。

次に、整理番号 2，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。施設野菜と露地野菜の組み合わせによる経営に取り組み、品質向上・省力化による経営の安定化を図りたい考えです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第 17 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。吉崎委員お願いします。

吉崎委員

報告いたします。27 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 28 頁から 31 頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 500 m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する地方公務員であり、借家が手狭なため、申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。申請地北側、東側は畑に、西側は宅地に、南側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、土砂の流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 32 頁から 34 頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番外 1 筆、山林 2,126 m²で、大野岳西側に位置します。申請人は、農業を営んでおり、申請地は、新規の国営事業に伴い、給水施設を整備することから、農用地区域への編入が必要となったものです。申請地の東側、南側は山林に、西側は畑に、北側は農道に接しており、申請地は耕作できる農地となっています。

続きまして、審議番号 3 番です。関連資料は 35 頁から 37 頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外 1 筆、山林 8,610 m²で、〇〇〇自治会に位置します。申請人は、農業を営んでおり、申請地は、新規の国営事業に伴い、給水施設を整備することから、農用地区域への編入が必要となったものです。申請地の北側、東側、南側は畑に、西側は市道に接しており、申請地は耕作できる農地となっています。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。審議番号 1 番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、土地改良事業完了から 30 年以上経過している地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号 2 番と 3 番の農用地区域への編入につきましては、周辺において 10ha 以上の一団の農地が広がっており、良好な営農条件を備えていることから、妥当な変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 17 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 17 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。39 号～41 号の 3 条所有権移転 21 件でございます。
譲渡人は、潁娃町〇〇の 〇〇〇〇さん、譲受人は、指宿市〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 4 筆 2,431 m²、畑 29 筆 34,075 m²の合計 33 筆 36,466 m²で、理由につきましては、規模拡大 17 件、受贈 3 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては田が 1,000 千円、畑が 111 千円から 1,000 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田 1,000 千円、畑 359 千円でございます。

地域別では、潁娃地域 6 件、知覧地域 7 件、川辺地域 8 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 42 号～59 号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問，御意見はございませんか。

吉崎委員 畑の反当 1,000 千円は何番ですか。

農地係長 41 ページ 20 番です。

議 長 他にございませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については，全案件
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって，議案第 18 号については，全案件について，申請どおり許可
することに決定いたします。

議 長 次に，日程第 7 議案第 19 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに
意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって，所有権移転について
現地調査員から報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。61 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 63 頁から 67 頁
になります。
譲受人は，指宿市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん
です。
申請地は，顥娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 2,997 m²で，〇〇〇自治会
に位置します。
申請人は，指宿地区で農産物の生産，販売を行う農業者であり，顥娃地域
の農産物も扱っており隣接の敷地内には集荷，運搬の拠点とするための農業
用倉庫を保有し，今回の申請地には，大型車両の出入り及び駐車場として利
用するもので，申請地の北側は宅地に，東側は畑，里道に，南側は河川に，
西側は市道に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れは
なく，雨水は自然流下で道路側溝へ，日照・通風等についても，立地場所は
一段低くなっており周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しまし

た。

続きまして、審議番号2番です。関連資料は68頁から71頁になります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 268 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内に居住する会社員であり，母が借家で一人暮らしをしていることから，申請地を譲り受けて，申請人夫婦が見守るための一般住宅を建築しようとするもので，申請地の東側，南側は畑に，西側は宅地に北側は市道に接し，土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。61頁の審議番号3番です。関連資料は72頁から77頁になります。

申請人は，知覧町〇〇の有限会社 〇〇〇〇です。

申請地は，知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 1,020 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で養鶏・選卵場を営む法人であり，〇〇〇〇〇からの特定技能実習生の受け入れとして社員寮を建築しようとするものです。

申請地の北側，東側は山林に，西側，南側は市道に接し，盛土を行います，よう壁を設けることで土砂流出等の恐れはなく，雨水は溜枧を介して道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設け建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

ご審議方お願いします。

議 長 次に，福元委員お願いします。

福元委員 報告します，62頁の審議番号4番です。関連資料は78頁から82頁になります。

申請人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 1,272 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で自動車整備工場を営んでおり，経営の安定を図るため，

既存の修理工場に近接する申請地を譲り受けて、車両及び廃車仮置場として活用するものです。

申請地の北側，東側，南側は宅地，西側は畑に接しており，盛土を行いますが，土留めすることで，土砂流出等の恐れはなく，雨水は水路を介して道路側溝へ，日照・通風等については，廃車を平積みにするので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，使用貸借権設定について，宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。83 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 84 頁から 87 頁になります。

申請人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 499 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内の借家に居住する会社員であり，借家が手狭であることから申請地を父親から借り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側，西側は畑に，東側は宅地に，南側は市道に接しており，土砂流出，雨水，污水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

ご審議方お願いします。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 61 頁の 5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容，添付書類及び現地調査により確認されていますので，適当であると判断されます。

また，審議番号 1 番につきましては，営農に必要な施設への出入りであることからやむを得ないと判断されます。

審議番号 2 番につきましては，第 1 種農地と判断されますが，既存の集落に接続していることから第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に区分されます。代替地を検討しましたが，適地がみつからなかったとのことです。

審議番号 3 番につきましては，経営に必要な社員のための寮であり，地域の自治会には話を通していているとのことです。1 種農地と判断されますが，既

存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に区分されます。代替地を検討しましたが、適地がみつからなかったとのことです。

審議番号4番につきましては、農業公共投資の対象となっていない第2種農地のその他の農地に区分されます。申請地は既存工場の隣であり、その他の土地では事業の目的を達成できないことからやむを得ないと判断されます。

なお、審議番号2番3番は、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして83分の5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

農地区分に応じた許可基準（立地基準）につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の都市的環境整備農地に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転の2件については、県農業会議へ意見聴取し、所有権移転の2件と使用貸借権設定の1件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第19号に係る案件については、所有権移転の2件については、県農業会議へ意見聴取し、所有権移転の2件と使用貸借権設定の1件について申請どお

り許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の扱いですが、117 ㊦の番号の最後が149 番となっていますが、107 ㊦の番号98 が欠番となっております。件数につきましては148 件として取り扱い説明させていただきます。

説明いたします。90 ㊦をご覧ください。所有権移転です。

譲渡人は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇株式会社 外6 件です。

畑12 筆16,092 m²で、理由につきましては、規模拡大5 件、受贈2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が54 千円から404 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が238 千円でございます。

地域別では、顕娃地域4 件、知覧地域3 件です。

続きまして、93 ㊦～117 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、大阪府〇〇市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外147 件です。

設定面積は、田49 筆48,691 m²、畑222 筆266,994 m²の合計 271 筆315,685 m²で、顕娃地域60 件、知覧地域44 件、川辺地域44 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での賃貸借利用権設定につきましては、件数が44 件、設定面積は、田6 筆8,413 m²、畑102 筆125,150 m²の合計108 筆 133,563 m²で、顕娃地域4 件、知覧地域37 件、川辺地域3 件となっております。

続きまして、119 ㊦～129 ㊦の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外57 件です。

設定面積は、田59 筆41,089 m²、畑60 筆61,245 m²、の合計119 筆102,334 m²で、顕娃地域11 件、知覧地域27 件、川辺地域20 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での使用貸借利用権設定につきましては、件数が16 件、設定面積は、田11 筆7,734 m²、畑25 筆34,056 m²の合計36 筆41,790 m²で、顕娃地域1 件、知覧地域15 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られているこ

とを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が 80 番、〇〇委員が 95～97 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 20 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2 人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する

案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 21 号 非農地証明願についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。福元委員お願いします。

福元委員 報告いたします。131 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 132 頁から 135 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、頴娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 729 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請地は平成 14 年に父から相続し、畑であることを知らずに 10 年以上前にクヌギを植林したものです。農地への復元は難しく、周辺は一部を除き山林と竹が生い茂っている状況であります。

今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数や周辺農地に与える影響等を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 21 号 非農地証明願については、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 21 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 （今後の日程について連絡する。）

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 4 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 40 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 16 番 _____

会議録署名委員 17 番 _____

